



# 島根県報

平成22年7月20日（火）

第2,206号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

土地改良区の役員の就任及び退任

（農 村 整 備 課） 2

保安林予定森林（2件）

（森 林 整 備 課） 3

**【公 告】**

社団法人全国公営住宅火災共済機構の経営状況の公表

（建 築 住 宅 課） 4

**告 示****島根県告示第472号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成22年 7 月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 益田市土地改良区

## 1 就任した役員の氏名及び住所

## 理事

福原慎太郎 益田市常盤町 4 番26号  
橋本 正嗣 鹿足郡津和野町滝元407番地  
三浦 満 益田市有田町938番地 2  
大石 康人 益田市美都町都茂1159番地12  
佐伯 敏夫 益田市匹見町澄川イ 435番地 1  
俵 喜朗 益田市匹見町石谷イ 290番の 1 地  
林 利彦 益田市桂ヶ平町1092番地  
岡崎 茂匡 益田市戸田町イ 477番地 2  
村上 量彦 益田市隅村町382番地 2  
千振 徹朗 益田市金山町イ 350番地 1  
坂本 豊 益田市長沢町イ 173番地 1  
渡辺 隆 益田市安富町388番地  
伏谷 正明 益田市赤雁町ロ 513番地  
小川 元昭 益田市美都町山本イ 210番地  
福原 宗男 益田市遠田町1127番地  
田中 重雄 益田市久城町599番地  
橋本 憲治 益田市白上町イ 1098番地 8  
渋谷 健児 益田市飯田町964番地

## 監事

中村 薫 益田市昭和町 1 番13号  
山根 守男 益田市美都町山本イ 318番地  
堀江 勝幸 益田市高津六丁目 2 番11号

## 2 就任年月日

平成22年 6 月25日

## 3 退任した役員の氏名及び住所

## 理事

福原慎太郎 益田市常盤町 4 番26号  
寺戸 和憲 益田市美都町三谷32番地  
佐伯 敏夫 益田市匹見町澄川イ 435番地 1  
橋本 正嗣 鹿足郡津和野町滝元407番地  
三浦 満 益田市有田町938番地 2

渋谷 健児 益田市飯田町964番地  
大谷 榮 益田市遠田町2141番地  
海老谷経介 益田市美都町山本イ299番地2  
俵 喜朗 益田市匹見町石谷イ290番の1地  
林 利彦 益田市桂ヶ平町1092番地  
大畑 正 益田市下本郷町704番地1  
千振 徹朗 益田市金山町イ350番地1  
伏谷 正明 益田市赤雁町ロ513番地  
岡崎 茂匡 益田市戸田町イ477番地2  
村上 量彦 益田市隅村町382番地2  
坂本 豊 益市長沢町イ173番地1  
渡辺 隆 益田市安富町388番地  
橋本 憲治 益田市白上町イ1098番地8

## 監事

中村 薫 益田市昭和町1番13号  
山根 守男 益田市美都町山本イ318番地  
堀江 勝幸 益田市高津六丁目2番11号

## 島根県告示第473号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年7月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 保安林予定森林の所在場所

雲南市大東町塩田字場ヶ谷995内2

## 2 指定の目的

水源のかん養

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 島根県告示第474号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年7月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所  
雲南市大東町篠淵字細谷915、916、字細谷尻917-2、918、字滝ヶ上932-1
- 2 指定の目的  
水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第263条の2第2項の規定により、社団法人全国公営住宅火災共済機構から平成21年度経営状況について次のとおり通知があったので、同条第3項の規定により公表する。

平成22年 7 月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 事業実績
 

加入都道府県市区町村会員数	688
加入戸数	881,650戸
共済委託契約金額	7,868,731,286,000円
火災共済掛金	1,066,939,000円
被災戸数	242戸
火災共済給付金	283,274,000円
特定給付金	16,644,000円
復興建築助成戸数	126戸
復興建築助成金	61,551,000円
住宅災害見舞戸数	641戸
住宅災害見舞金	37,740,000円
住宅防火施設整備補助会員数	211
住宅防火施設整備補助金	107,891,000円
- 2 貸借対照表（平成22年 3 月31日現在）
  - I 資産の部
    - 1 流動資産 687,983,000円
    - 2 固定資産
      - (1) 特定資産
 

① 異常危険準備金資産	2,913,967,000円
② その他特定資産	1,702,454,000円

---

(2) その他固定資産	366,320,000円
資産合計	5,670,724,000円
II 負債の部	
1 流動負債	609,680,000円
2 固定負債	3,042,682,000円
負債合計	3,652,362,000円
III 正味財産の部	
正味財産合計	2,018,362,000円
負債及び正味財産合計	5,670,724,000円